

水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設に関する点検要領

(令和元年10月 4日 大学経営・財務、事務総括担当理事決裁)
[令和7年4月17日最終改正]

1. 目的

地下水汚染の未然防止の観点から、水質汚濁防止法第14条第5項で定められている定期点検に関して島根大学松江事業場（以下「松江事業場」という。）においては、以下の通り点検要領を定め、これに則り定期点検を実施する。

2. 対象施設について

ア 施設の名称

- ①実験室等（ドラフトチャンバー、流し台等）
- ②排水管路等

イ 施設の種類

- ・有害物質使用特定施設

ウ 扱う有害物質

- ・別添原材料（有害物質）の種類による。（別添1）

3. 定期点検について

ア 点検の体制

①実験室等

- ・点検実施責任者…各実験室管理責任者
- ・点検実施者………各実験室管理責任者又はその他教職員、学生

②排水管路等

- ・点検実施責任者…施設整備課機械担当
- ・点検実施者………施設整備課機械担当

イ 点検の箇所・方法・頻度

①実験室等

点検箇所	方法	方法の詳細	頻度
施設本体	目視 又は 湛水試験	・施設本体の漏洩の有無の確認 ・施設（流し台においては、シンク等）に水を張り、満水後1時間程度放置して水位を測定、記録し、水位の変化が無いことを確認する。	年1回
床面及び 周囲	目視	施設本体の下部への排水の漏洩の有無の確認	年1回
接続する 配管等	目視	配管等の亀裂、損傷その他の不具合の有無の確認。また、配管等からの排水の漏洩の有無を確認。	年1回
使用の 方法	担当者への 聞き取り	作業手順や、設備の作動状況、廃液が漏洩した場合の手順についての確認。	年1回

②排水管路等

点検箇所	方法	方法の詳細	頻度
施設本体	目視 又は 湛水試験	・施設本体の漏洩の有無の確認 ・施設に水を張り、満水後1時間程度放置して水位を測定、記録し、水位の変化が無いことを確認する。	年1回
床面及び 周囲	目視	施設本体の下部への排水の漏洩の有無の確認	年1回
接続する 配管・排 水溝等	目視	配管等の亀裂、損傷その他の不具合の有無の確認。また、配管等からの排水の漏洩の有無を確認。	年1回
使用の 方法	担当者へ の聞き取 り	作業手順や、設備の作動状況、廃液が漏洩した場合の手順についての確認。	年1回

4. 定期点検の記録と保存について

- ア 点検の記録は、点検実施者が別紙1「有害物質使用特定施設の漏洩点検記録表」に部屋単位で記録するものとする。（一部屋に複数台ある場合においても、一枚の記録表にまとめる。）また、異常等が確認された場合には、詳細及び講じた措置について、施設整備課機械担当が別紙2「異常等が確認された場合の有害物質等の漏洩点検記録表」にも記録する。
- イ 点検の記録は、3年間保存する。
- ウ 点検の記録は、人事労務課にて保管する。

5. 定期点検の計画的な実施について

- ア 点検については、毎年度別紙3「有害物質等の漏洩点検計画表」を定め、計画的に点検を行う。

6. 日常点検の位置づけについて

- ア 日々の業務の中で目に見える範囲内で漏洩等に気がついた場合は、定期点検の際に異常等が確認された場合と同様に、速やかに人事労務課に連絡し、交換・補修等の措置を講ずる。またその内容についても施設整備課機械担当が別紙2に記録をし、3年間保存する。

附 則

この取扱いは、令和2年1月1日から実施する。

附 則

この取扱いは、令和7年2月5日から実施し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この取扱いは、令和7年4月17日から実施し、令和7年4月1日から適用する。

【有害物質 28項目】

水質汚濁防止法施行令

(カドミウム等の物質)

第2条法第二条第二項第一号の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 シアン化合物
- 三 有機燐化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）に限る。）
- 四 鉛及びその化合物
- 五 六価クロム化合物
- 六 砒素及びその化合物
- 七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- 八 ポリ塩化ビフェニル
- 九 トリクロロエチレン
- 十 テトラクロロエチレン
- 十一 ジクロロメタン
- 十二 四塩化炭素
- 十三 一・二ジクロロエタン
- 十四 一・一ジクロロエチレン
- 十五 一・二ジクロロエチレン
- 十六 一・一・一トリクロロエタン
- 十七 一・一・二トリクロロエタン
- 十八 一・三ジクロロプロペン
- 十九 テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）
- 二十 ニクロロ四・六ビス（エチルアミノ）ーsートリアジン（別名シマジン）
- 二十一 Sー四ークロロベンジル=N・Nージエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）
- 二十二 ベンゼン
- 二十三 セレン及びその化合物
- 二十四 ほう素及びその化合物
- 二十五 ふつ素及びその化合物
- 二十六 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
- 二十七 塩化ビニルモノマー
- 二十八 一・四ジオキサン

水質汚濁防止法 有害物質使用特定施設の漏洩点検記録表

令和 年 月 日作成

①点検対象となる有害物質使用特定施設等		3年保管（義務）	
施設設置場所・台数	台数	施設名称	71-2 イ 洗浄施設
有害物質の種類		該当施設	有害物質使用特定施設
点検結果			
②点検年月日	点検の実施と記録の保存 (下記【点検結果の記録と保存】参照)		④点検実施責任者の氏名
			④点検を実施した者の氏名
令和 年 月 日	③点検対象と点検方法及び結果		
	施設本体	床面及び周囲	接続する配管等
点検方法	点検結果	点検方法	点検結果
	目視・漏水試験 ・その他	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他 異常なし・異常、漏洩あり
点検結果について、 その他特記すべき事項	施設本体	床及び周囲	上層階からの漏洩
	実験流し…シンクの破損等 ドラフトチャンバー…機器の破損等	床及び周囲 特定施設設置箇所の床の状況 …シーートの剥がれ、床面のひび割れ等	接続する配管等 特定施設に接続している配管の状況 …排水の漏れの有無、配管破損の有無
点検の事例紹介	施設本体	床及び周囲	上層階からの漏洩 上層階が対象の実験室の場合 …天井からの漏水の有無など
【点検結果の記録と保存】 点検を行ったときは、改正水濁法により、点検結果を記録し、保存しなければならないことが定められている。また、改正水濁法施行規則により、点検結果の記録を3年間保存することが義務付けられている。ただし、万一発生する将来の地下水汚染の原因調査等に備えて、3年間を超えて、できるだけ長期にわたって保存することが望ましい。記録する事項は、改正水濁法施行規則第9条の2の3において、次のように規定されている。 ①点検を行った有害物質使用特定施設等、②点検年月日、③点検の方法及び結果、④点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名			

異常等が確認された場合の有害物質等の漏洩点検記録表

年 月 日作成

		3年保管（義務）
①異常等を確認された有害物質使用特定施設		
②異常等を確認した年月日		
③異常等の内容	⑤補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容（再発防止の検討を含む）	
想定される異常の原因		
写真貼り付け欄		
④異常等を確認した者の氏名		
備考	<p>【点検結果の記録と保存】</p> <p>⑤点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、当該措置の内容また、定期点検以外であっても、有害物質使用特定施設等に係る異常又は有害物質を含む水の調査が確認された場合には、定期点検に準じた取扱いとすることし、以下に掲げる事項を記録し、これを3年間保存するよう努めるものとする。</p> <p>①異常等が確認された有害物質使用特定施設等、②異常等の内容、③異常等を確認した者の氏名、④異常等を確認した年月日、⑤補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容</p>	

令和7年度 有害物質等の漏洩点検計画表

1 定期点検の対象施設

本要領の「2. 対象施設」を参照のこと。

2 今後の予定

令和8年2月	実験室等の定期点検の実施、及び記録 点検実施責任者：各実験室管理責任者 (学生実験室に関しては、実験担当教員) 使用する点検記録表：別紙1 提出期限：2月27日(金)
令和8年3月	排水管路等の定期点検の実施、及び記録 点検実施責任者：施設整備課機械担当 使用する点検記録表：別紙2 提出期限：3月31日(火)